

電子入札システム運用基準

目次

第1章 総則(第1条から第4条まで)

第2章 ICカード(第5条から第11条まで)

第3章 入札及び開札(第12条から第16条まで)

第4章 雑則(第17条から第20条まで)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、ちば電子調達システムのうち電子入札システムの適正かつ円滑な運用を図るため、受注者の当該システムの利用に係る基本的な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準で使用する用語の定義は、ちば電子調達システム利用規約第2条に規定する用語のほか、次のとおりとする。

- (1) 紙入札業者 紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務により電子入札に参加する入札参加者をいう。

(電子入札システムの利用)

第3条 電子入札システムにより行う調達案件には、原則として全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとする。

- 2 入札参加者は、発注者が行う電子入札システムの各通知内容について、速やかに確認しなければならない。

(利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、コアシステム対応認証局が発行した電子証明書を格納したICカードを取得し、利用しようとする参加団体の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ICカードの取得を要しないと発注者が認めた場合は、この限りでない。

第2章 ICカード

(利用者登録)

第5条 利用者登録は、新しくICカードを取得したのち、電子入札システムを利用するときにこれを行うものとする。

2 利用者登録の情報は、入札参加資格者名簿と一致していなければならない。

(利用者登録の情報の変更)

第6条 利用者登録の情報に変更が生じた場合、速やかに利用者登録情報の変更手続を行うものとする。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、利用団体の入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状における入札に関する権限の受任者)とする。

2 代理人は、代表者のICカードを利用できる。

3 名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続をとるものとする。

(ICカード複数枚の登録)

第8条 入札参加者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことができる。

2 開札案件が同一日に複数件重なる場合が想定される入札参加希望者については、ICカードを複数枚購入し、あらかじめ利用者登録を行うことができる。

(ICカードの失効)

第9条 ICカードが失効となる場合、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続をとるものとする。

(経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い)

第10条 経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)用に使用できるICカードは、経常JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に登載されている者)又は代理人のICカードとする。

2 経常JV用に登録したICカードは、単体企業用にICカード登録することができないものとし、当該経常JVの入札参加資格の登録期間内のみ有効なものとする。

(特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い)

第11条 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)用に使用できるICカード

は、特定JVの構成員の代表者(入札参加資格者名簿に登載されている者)又は代理人のICカードとする。

第3章 入札及び開札

(入札書の提出)

第12条 入札参加者は、原則として電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

(紙入札)

第13条 入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害、認証局障害等が発生し、長時間復旧の見込みがたたないとき等発注者が指定する場合においては、紙入札業者として参加することができるものとする。

(添付書類)

第14条 内訳書その他の発注者から提出を求められた書類(以下「添付書類」という。)は、原則として電子ファイルにより電子入札システムの添付機能を利用して送付するものとする。

(くじ番号)

第15条 入札参加者は、発注者が電子くじを実施する場合に備え、あらかじめくじ番号を決定するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第16条 入札参加者が入札書提出後に当該入札の参加資格を喪失した場合には、当該入札参加者はその時点で速やかに発注者に申し出るとともに、書面にて入札参加資格喪失届(別記様式)を提出するものとする。

第4章 雑則

(接続環境の確認)

第17条 入札参加者は、入札参加に当たっては、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

(プロバイダ障害、回線障害、認証局障害)

第18条 入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害、認証局障害等が発生した場合は、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し

なければならない。

(停電)

第19条 入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合は、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査しなければならない。

(補則)

第20条 この基準に定めのない事項については、利用団体が個別に定める基準等に従うものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式

入札参加資格喪失届

年 月 日

(発注者) 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

調達案件名称

上記入札案件について、次のとおり入札参加の資格を喪失したので届け出ます。

資格喪失理由: